

介護予防支援事業者の指定等について



令和7年7月30日（水）

1 介護予防支援事業者とは

○「介護予防支援事業者」とは、要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、次の業務を行います。

- ①心身の状況、置かれている環境、要支援者の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成
- ②サービス事業者等との連絡調整を行う

○「介護予防支援」を利用できるのは、**要支援1・2の認定を受けた人に限られます。**

○これまでは、地域包括支援センターの設置者のみが介護予防支援事業者の指定を受けていましたが、介護保険法の改正により、**令和6年4月から、指定居宅介護支援事業者も指定を受けることが可能となりました。**

2 介護予防支援事業者の指定について

(1) 介護保険法での規定

介護保険法(抜粋)

(平成九年十二月十七日)
(法律第百二十三号)

(指定介護予防支援事業者の指定)

第百十五条の二十二 第五十八条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。)に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

(略)

4 市町村長は、第五十八条第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

2 介護予防支援事業者の指定について

(2) 指定居宅介護支援事業者の申請に対する、指定基準

○「人員基準」として、次の基準を満たす必要があります。

① **必要な数の介護支援専門員がいること**

※ 介護支援専門員のための配置で事業を実施することが可能

② **管理者は主任介護支援専門員であること**

※ 居宅介護支援事業所の管理者と兼務が可能

注) 居宅介護支援事業所が、現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるように基準が改正されています。

2 介護予防支援事業者の指定について

(3) 介護保険等運営協議会に意見を求める内容について

① 指定した場合のメリットについて

- ・「介護予防支援」の利用先として、**利用者の選択肢が増えること**
※ 地域包括支援センターのみだった場合、お住いの地域により利用先を指定
- ・ 新規事業者と異なり、既に、市内の地域包括支援センターから委託を受けて、**介護予防支援を行っている実績があること**
- ・ 指定事業者が、地域包括支援センターを通さず、**直接利用者と契約することができること等により、地域包括支援センターの事務負担軽減が期待されること**
※ 介護予防支援事業者に指定されても、引き続き、地域包括支援センターから委託を受けることは可能

2 介護予防支援事業者の指定について

(3) 介護保険等運営協議会に意見を求める内容について

② 指定した場合のデメリットについて

- ・ 指定事業所としては「介護予防ケアマネジメント」の業務は行えないため、**利用者が「介護予防・生活支援サービス」のみを利用する月は、地域包括支援センターをサービス計画の担当に変更する手続きが、その都度、発生すること**

※ 地域包括支援センターから「介護予防ケアマネジメント」の委託を受けたケースを除く。

○「介護予防ケアマネジメント」とは、要支援者が介護予防・生活支援サービスを適切に利用できるよう、**お住まいの地域を担当する地域包括支援センターと契約を結び**、要介護状態にならないよう、自立支援に重点を置き、高齢者自身に健康や介護予防を意識してもらうことを踏まえて、**介護予防サービス・支援計画を作成する事業**です。

3 指定しようとする介護予防支援事業者

(1) 対象事業所

ア 事業所名	指定居宅介護支援事業所 白岡
イ サービス種別	介護予防支援事業
ウ 所在地	白岡市小久喜913番地1

(2) 運営法人

ア 法人名	医療法人社団哺育会
イ 法人所在地	東京都台東区今戸2丁目26番15号

3 指定しようとする介護予防支援事業者

(3) 管理者

- ・ 初見 みどり(主任介護支援専門員)

(4) 人員に関する基準

- ① 介護支援専門員 常勤4人、非常勤0.6人
 - ※ 常勤は、4人全員が「主任介護支援専門員」
 - ※ 非常勤0.6人換算の1人は、「介護支援専門員」
- ② 事業開始時の利用者の推定数 15人

(5) 指定予定年月日

- ・ 令和7年9月1日(月)

3 指定しようとする介護予防支援事業者

(6) 居宅介護支援事業者としての実績など

- ・ 事業開始日 平成12年4月1日
- ・ 管理者 初見みどり
- ・ 従業者数
 - ① 介護支援専門員 常勤4人
 - ② 事務員 非常勤2人
- ・ 居宅介護支援利用者数 174人
(令和7年7月9日現在)

1. (1) ② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②

